

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ↳ 適格合併の要件

**Q** : 適格合併は、課税関係が生じないようですが、どんな要件になっているのですか？

**A** : 次の要件があります。

### 【解説】

適格合併に該当するには、次の①から③、⑤から⑦又は①②④から⑦のどちらかの要件を満たす必要があります。

- ① 株式のみ交付要件  
合併の対価として交付される資産が、株式のみであること
- ② 事業関連性要件  
被合併事業と合併事業とが相互に関連するものであること
- ③ 事業規模要件  
被合併事業と合併事業の売上金額、従業員数、資本金などの規模の割合のいずれか一つが概ね5倍を超えないこと
- ④ 経営参画要件  
被合併法人と合併法人の特定役員が、それぞれ合併後においても合併法人の特定役員になることが見込まれていること
- ⑤ 従業員引継ぎ要件  
被合併法人の従業員のおおむね80%以上が合併法人で従事する見込であること
- ⑥ 事業継続要件  
被合併法人の事業が合併後も合併法人に引き継がれること
- ⑦ 株式継続保有要件  
被合併法人の80%以上を所有する株主が合併交付株式の全部を継続して保有する見込みであること

